

静岡県立農林環境専門職大学等外部資金受入審査機関に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、静岡県立農林環境専門職大学及び静岡県立農林環境専門職大学短期大学部において行う、外部資金の受入を審査する機関（以下「外部資金受入審査機関」という。）の組織その他必要事項について定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程で、「外部資金」とは、民間等から受け入れる受託研究費、共同研究費及び奨学寄附金をいう。

(外部資金受入審査機関の区分)

第3条 外部資金受入審査機関は、農林環境専門職大学等研究推進委員会（以下「委員会」という。）とする。

(審議)

第4条 外部資金受入審査機関は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 奨学寄附金の使途について、教育研究領域、教員等について指定のあった奨学寄附金の受入の適否
- (2) 受託研究及び共同研究の受入の適否

(庶務)

第5条 外部資金審査機関の庶務は、教務課において処理する。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、外部資金受入審査機関の運営に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。